

●第2回相談支援事業所連絡会 まとめ

日時	令和元年5月22日(水)10時~12時	場所	ふれあい22 3階会議室
テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ●事例：65歳を境界とする障害者支援（障害者総合支援法⇒介護保険法）の課題と実践 ●フリートーク：65歳を迎える障害者の支援と支援者の不安や現状等 		
参加者	合計35名 相談支援事業所：20名（11事業所）、地域包括：9名（7事業所）、その他：3名 障害福祉課：3名		

内 容

①参加者が事例検討から分かったこと・吸収できたこと

- ・要介護と要支援では、受けてくれるケアマネ事業所に違いがある。要支援の場合、受けてくれるところが少なくなる。（単価に開きがある…要介護1~2は1万円、要介護3~5は1.2万円、要支援は4000円、要支援のほうが支援に労力がある）。
⇒支援区分が決まらないと、ケアプラン作成の受け入れ先が確定しにくい。
- ※原則、**要支援の方は包括でプラン作成、要介護の方はケアマネ事業所でプラン作成。**
（包括からの委託によりケアマネ事業所が担当することもある）
- ・介護では、身体的な機能の観点から支援の必要度を測る。一方、障害では精神面や本人の意欲・やる気・病状といったものも考慮される。精神・知的の方が介護に移行した際には、要支援など低い区分になってしまうことが多い。
- ・精神の方が介護移行の認定調査を受ける際、何でも「出来る」と調査員に伝えてしまい、本当の困り感が伝わりにくい。
⇒必要な介護度を出すため、障害の相談支援専門員も調査に立ち会ったほうが良い。
- ・介護へ移行した際には、「本当にそのサービスが必要なのか？」という視点で、ケアマネによるサービス見直しが行われる。
⇒「ケアマネがいじめている」といったイメージを抱かれがち…。
- ・障害では簡易的な内容のセルフプランでサービスを認めているが、介護でセルフプランを作る場合、通常のケアプランと同等のレベルのものが求められる（実質的に自力での作成は不可。セルフによるサービス利用はほぼゼロ）。
⇒このギャップも、介護移行時の混乱の一因。
- ・障害では区分認定審査会の日からサービス利用。介護の場合は申請時点に遡っての認定となるため、審査会前からサービスの暫定利用ができる。ただし、審査会で低く認定された場合に、その枠をオーバーして使ったサービスが10割自費となってしまいうリスクあり。
⇒また、ケアマネに繋がらない状態でサービスを使った場合、事後的にケアマネが無報酬でセルフプラン作成を請け負うこととなってしまうたり、最悪の場合すべて10割自己負担になってしまうたり、といったことになる。

- ・介護保険への移行は、65歳の誕生日の前日から。(誕生日の前々日までが障害でのサービス)
⇒介護保険の認定は、誕生日の90日前から申請可能。認定審査会まで時間がかかる(おおよそ2ヶ月)こと、ケアマネさがしのことも考えて、90日前になったらすぐ申請することを念頭に!
- ⇒誕生日90日前になるよりも前の時点で、包括に連絡を入れておくと、いざ申請するときスムーズ。(連絡は本人からでも、事業所からでもいい)

【ポイント】

★65歳ギリギリで申請しても、審査会まで2ヶ月程度かかるため、要介護区分の認定やケアマネ探しが間に合わない! 急な移行は、制度の違い・関係者の変化等による本人等の混乱も大きい。



今回の事例で介護への移行がうまくいった一番の要因は、65歳になる前から早めの申請と地域包括への相談を行っていたこと。

- ⇒ 障害福祉サービスを受けているうちから早期に対応をとっておく必要性のイメージを持つためにも、相談支援専門員が介護の制度のポイントを知っておくことが大事!

② 質疑の内容、残った疑問点

Q. 包括として、障害の相談支援事業所に求めることは何か?

- ⇒①介護へ移行してからしてからの見通しを早めに立てておきたい(特に、障害でサービスを多く使っている人)。まずは早めに包括へ相談を! 今後包括で担当することになるかどうかによらず、情報をキャッチしておきたい(どんな生活をしているのか、誰が関わっているのか、etc...)。
- ②障害から介護へ移行する際のサービス内容見直しを説明すると、ギャップの大きさから「ケアマネがいじめる」という印象をもたれてしまう。障害のサービスを受けているうちから早めに引継ぎを始めて、バトンゾーンを長めに取りたい。
- ③移行に関する説明は、ファーストコンタクトの包括・ケアマネだけで説明しても戸惑われる。できるなら、既に関係を築いている相談支援専門員からも説明してほしい。

Q. 障害の相談支援から包括への連絡が遅くなると、どんな点で困る?

- ⇒障害からの連絡が遅くなった場合、初回プランを無報酬で作成するケースもあった。また過去には、障害からケアマネへの引継ぎ自体が全く無かったケースも…。

Q. 包括では、要支援を受け入れてくれるケアマネも把握している?

- ⇒ある程度把握している。前もって包括へ相談してもらえれば、ケアマネ探しの負担や、認定結果によって受け取らなくなるリスクを軽減できる。やはり早めの相談が大事!

Q. 例えば 65 歳になる 6 ヶ月くらい前に、障害の相談支援でモニタリングや担当者会議を開くような場合、包括の方に出席してもらうことは可能か。

⇒包括によって対応が異なる部分はあるだろうが、対応してくれる包括もあると思う。持ちかけてみる価値はある。

③ 参加者個別の課題または地域に共通する課題

・ケアマネ全体の数が地域で不足している。介護サービス利用高齢者の伸び率に、ケアマネの増加率が追いついていない。

・対応で一番困るのは、2号被保険者。65歳未満でも特定疾病にかかってしまうと、突然介護保険の対象となってしまう…。65歳で移行する場合には、誕生日の90日前から早めに相談・準備しておくことがポイントだが、2号被保険者は事前の予測・準備ができない。

※2号被保険者の場合、65歳での移行と異なり、特定の日付で即時に制度移行するわけではない。サービスに空白期間が出来ないように、障害と介護との間で調整してある程度柔軟に対応可能。

・障害と同種のサービスでも、介護保険ではやれることが限定されている。

⇒今までやってくれていたホームヘルパー支援などが受けられなくなり、利用者が戸惑ってしまうことがままある。(引きこもりになってしまうケースも)

・介護への移行で混乱するのは福祉サービスだけではない。福祉用具についても65歳になった途端に制度が移り、困惑する。中には、障害なら1度購入すれば済む物を介護ですずっとレンタルしていて、高額の支給費が支払われているケースも有る。

・65歳になった方について本人情報の引継ぎが無く、本人からも認定通知を受けたことの報告が無い、というケースがある。担当していた相談支援事業所を包括がつけだして、事業所同士で情報確認をすることも。

④ トークを通して参加者が理解できたこと、仕入れたネタ

(1) 制度関係

・障害分野と介護分野での用語の違い

⇒同じ呼び方でも違うものを指す事がある。連絡会当日にも、障害と介護それぞれの説明で互いに困惑する場面があった。用語の共有が必要!

※「居宅」という呼び名…介護：居宅介護支援事業所＝ケアマネのこと

障害：居宅介護事業所＝ヘルパーのこと

・「みなし2号」は介護保険でなく障害が優先となることについて説明があった際、特に包括で、初めて知った方が多くいた。

※ **制度の優先順位** **介護保険 > 障害福祉 > みなし2号（生保）**

（例）

┌	・ 65歳以上の方（生保受給の有無によらず）	…障害より 介護が優先
	・ 40歳～64歳の2号被保険者（生保以外）	…障害より 介護が優先
	・ 40歳～64歳のみなし2号（生保受給）	…介護より 障害が優先

(2) 使えるサービス関係

・ 介護予防・日常生活支援総合事業（いわゆる「**事業対象者**」のサービス）

⇒介護保険の区分認定で「非該当」でも、市に申請して「**事業対象者**」になると、**ホームヘルプとデイサービスに限り**、要支援1・2と同様のサービス利用が可能。

※申請時、**認定調査や意見書は不要**。市または包括の職員によって**基本チェックリスト**が作成され、「**事業対象者**」に該当するか判定される。

・ 軽度生活援助（「**ミニ援助券**」の発行）

⇒一人暮らしの高齢者等（介護保険の認定がない人も対象となる）を対象に、**軽度な日常生活の援助（掃除、料理、洗濯、買い物、ごみ出し、草むしり）**をシルバー人材センターに依頼できる。

⇒**介護保険課で申請を受けて「ミニ援助券」を発行**。

ま と め

複数の地域包括から10名近く参加していただき、介護・障害の互いの制度の違いや、65歳到達時の介護移行をどうすればうまく進められるかについて、顔を合わせて情報共有できる良い機会となった。

事例をベースにしたことで、介護移行時に生じる様々な課題を実感しつつ検討を進められた。その上で、具体的な事例内容にばかり話が集中することなく、地域での課題を皆でどう乗り越えるか、という方向で議論・質疑が進んだ点も良かった。

制度の違いを前提にした上で、「早めに申請する」「早めに連絡・引継ぎを行う」といった現実的な解決法を共有でき、今後の支援に活用できる実践的な内容となった。

介護・障害間では、用語や制度の基本的な部分についても、まだまだ互いに知らないところが多いという現状が分かり、こういった一緒に学ぶ機会を、今後ますます積み重ねていくことが大事だと実感された会となった。